



発議案第二号

三朝町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

右議案を別紙のとおり提出する。

昭和四十二年九月二十六日提出

提出者 三朝町議会議員

賛成者

矢田和夫
川北庄一
村西健次
山本一幸

昭和四拾貳年九月十六日 否決

三朝町議会議長

矢田秀雄

別紙

三朝町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

三朝町役場の位置を定める条例の一部を次のように改正する。

「三朝九七三の一番地」を「大瀬九九四の一番地 同九九六番地 同九九九の一番地 同一〇二五の三番地 同一〇三七番地 同一〇三八の一番地 同一〇二六の一番地 同九九九の二番地」に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日より適用する。